

## 環境創造局の組織機構の再編について

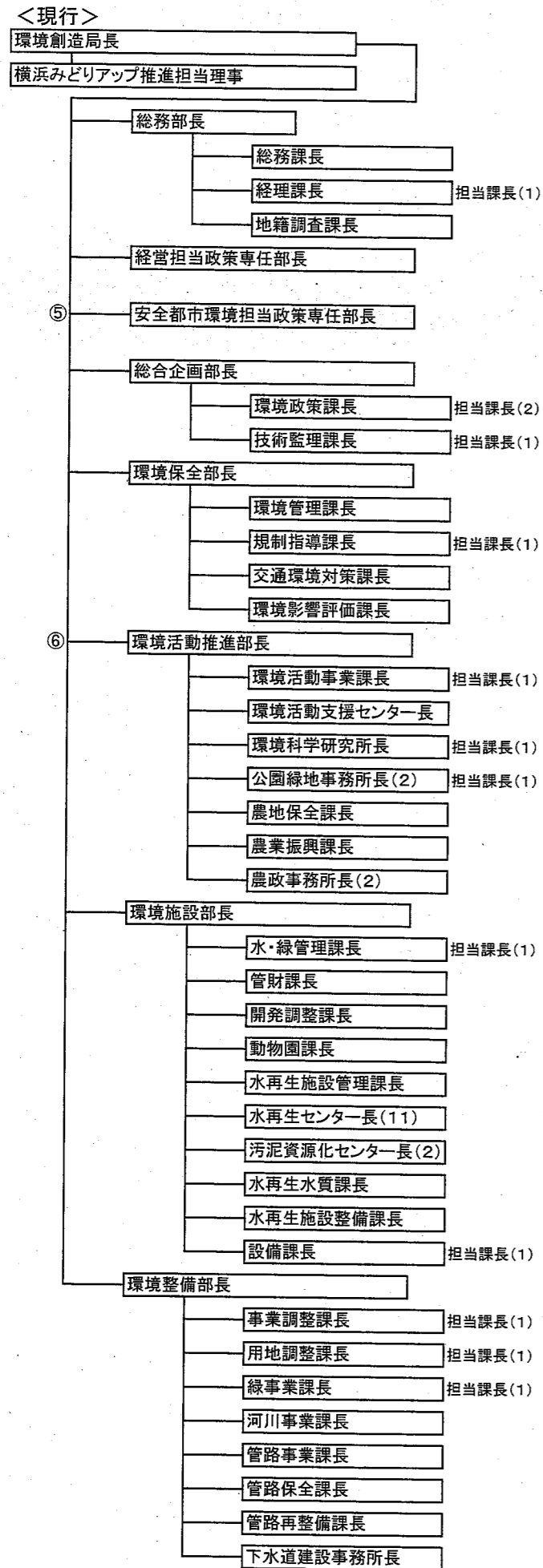
### 1 組織機構再編の趣旨

重点施策の効率的・効果的な推進と、わかりやすい行政運営を目指して、局組織を再編します。

- (1) 横浜みどりアップ計画を推進するため、関連業務を集約し「みどりアップ推進部」を設置します。
- (2) より効率的でわかりやすい組織機構とするため、事務分担及び組織名称を改正します。
- (3) 局地的集中豪雨などによる発災時の指揮命令系統を一元化するとともに、河川と道路の整備事業の連携を強化するため、河川事務を道路局に移管します。(平成20年12月 事務分掌条例改正)

### 2 主な改正内容

現 行	改正後	主な改正内容
総務部	総務部	・経営的視点から事務改善を推進するため「経営課」を設置
総合企画部	<名称変更> 企画部	・「環境影響評価課」「環境科学研究所」を企画部の所管とし、局全体の政策課題と連動した施策や調査・研究を実施
環境保全部	環境保全部	
	<新設> みどりアップ推進部	・みどりアップ計画の「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」ための施策を集約し、部を設置
環境活動推進部	<廃止>	環境活動推進部が所管する、環境活動支援業務などの多様な業務を、各部に移管 ・環境活動支援→より総合的に展開するため、企画部に ・農業施策→新設するみどりアップ推進部に ・公園緑地事務所→公園管理業務を一元化するため施設管理部に
環境施設部	<名称変更> 施設管理部	・「公園緑地管理課」を設置し、公園の維持管理や愛護会支援など公園管理業務を一元化 ・河川管理業務を道路局に移管
環境整備部	<名称変更> 施設整備部	・管路事業課と管路再整備課を「管路整備課」に統合 ・河川整備業務を道路局に移管



<環境創造局の組織機構の再編について>

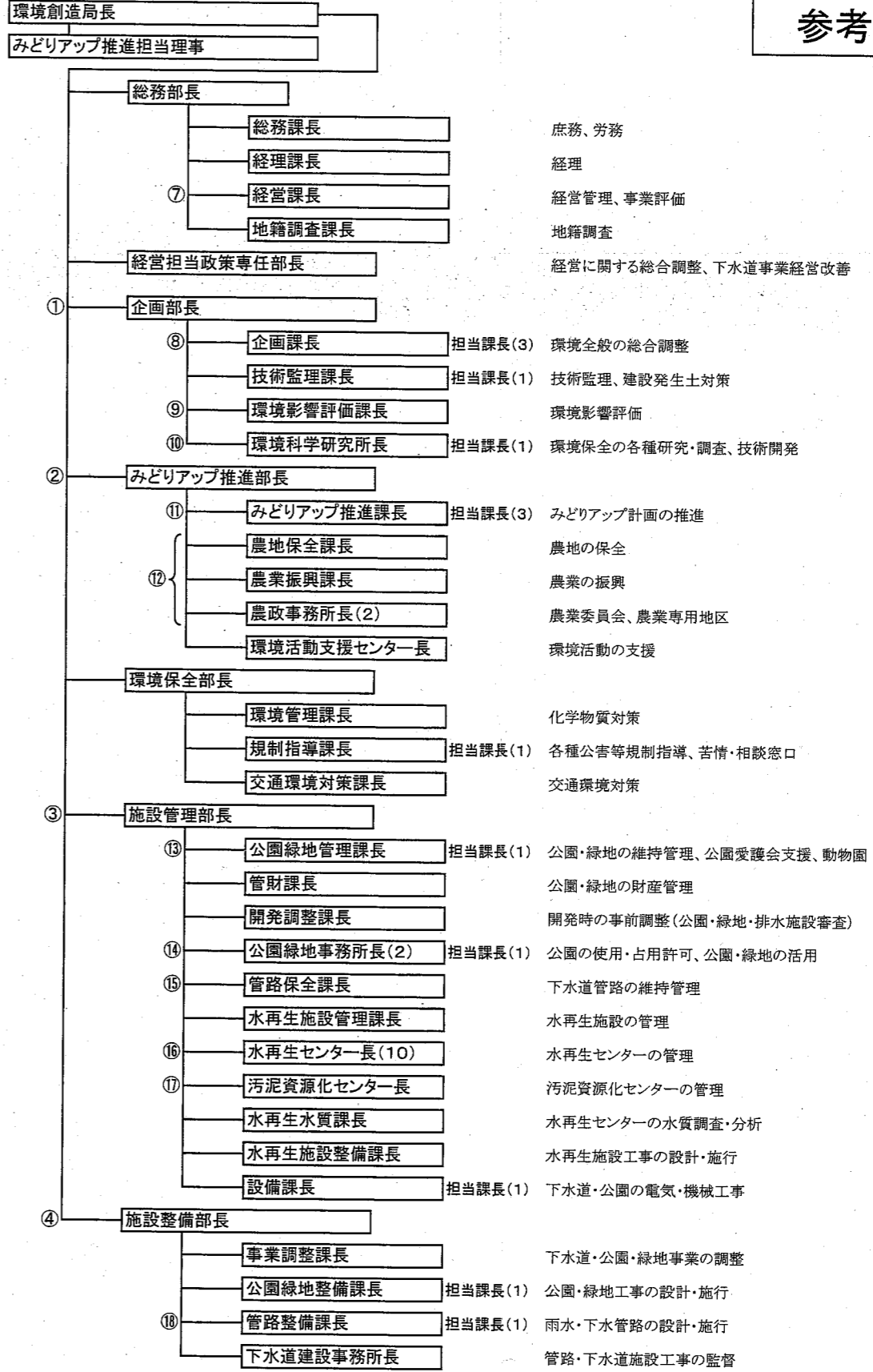
<主な改正内容>

- 部に関する改正
  - ①総合企画部→企画部に名称変更
  - ②みどりアップ推進部の設置
  - ③環境施設部→施設管理部に名称変更
  - ④環境整備部→施設整備部に名称変更
  - ⑤安全都市環境担当政策専任部長の減
  - ⑥環境活動推進部の業務を各部に移管し部を廃止
- 課に関する改正
  - ⑦経営課の設置
  - ⑧環境政策課→企画部に名称変更
  - ⑨環境影響評価課の部移管(環境保全部から)
  - ⑩環境科学研究所の部移管(環境活動推進部から)
  - ⑪みどりアップ推進課の設置
  - ⑫農業施策の部移管(環境活動推進部から)
  - ⑬水・緑管理課と動物園課の統合、公園緑地管理課の設置
  - ⑭公園緑地事務所の部移管(環境活動推進部から)
  - ⑮管路保全課の部移管(環境整備部から)
  - ⑯第一・第二水再生センターの管理統合
  - ⑰金沢水再生センターと南部汚泥資源化センターの管理統合
  - ⑱管路事業課と管路再整備課の統合

<河川事務移管>

- ・河川に関する経理事務
- ・河川に関する技術監理関連事務
- ・河川工事の検査事務
- ・水辺愛護会等支援事務
- ・河川の維持・管理及び水防事務
- ・河川に関する財産管理事務
- ・河川に関する開発時の事前調整事務
- ・河川の整備計画、工事の調整事務
- ・河川事業用地の取得事務
- ・河川工事の設計及び施工事務
- ・河川工事の監督事務

<改正後>



道路局